

すべての沖縄の子供たちの健やかな成長のために
こども医療費助成制度の拡充を求める意見書

沖縄県における子供の貧困率は、全国平均より高く、多くの家庭で格差と貧困で生活が困窮している。必要な時に安心して医療機関を受診できることは、子供たちの心身の健やかな成長のために必要不可欠である。

自治体によるこども医療費助成制度は、この10年間で大きく広がった。平成29年4月1日現在、厚生労働省の調べで、中学校卒業以上の年齢まで医療費助成をしている全国の自治体は、1,741自治体中、通院外来で1,500自治体、約86%。入院で1,646自治体、約95%に達しているが、平成30年4月1日現在、沖縄県内の自治体では、通院外来が約54%と大きな格差が生じている。

平成30年4月より、出生から就学前までの子供を対象として、自治体が独自に行うこども医療費助成に対する政府のペナルティーの一部が廃止されたが、貧困対策や少子化対策として、全国一律の医療費助成制度にすべきである。

また、沖縄県では、平成30年10月から、就学前まで「一部負担なし」で「現物給付」による完全無料化が実現し、さらに県は「対象年齢も段階的に拡大する」と市町村との協議を開始した。

すべての沖縄の子供たちの健やかな成長のために、こども医療費助成制度における自治体間の格差を一日も早く解消し、国の制度化が実現するまで、県の制度として、医療費無料制度の拡大拡充を図るよう、下記のとおり要望する。

記

- 1 こども医療費助成制度を現物給付にした市町村に対する国民健康保険の国庫補助金の削減(ペナルティー)をすべて廃止するよう国に強く求めること。
- 2 出生から中学校卒業までの子供を対象とした医療費無料制度を国の制度として、早期に実現するよう国に求めること。
- 3 国の制度化が実現するまで、県の制度として、中学校卒業まで、所得制限なし、一部負担なし、現物給付で医療費無料制度の拡大拡充を早期に実現すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成30年12月20日

沖縄県うるま市議会

あて先

沖縄県知事